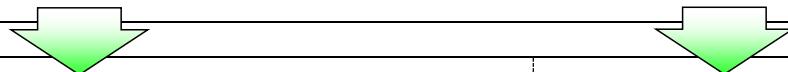


北海道食の安全・安心条例の概要

前 文

食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることが心身の健康維持の根幹として重要ですが、食品に対する信頼を揺るがす事件や事故等が相次ぎ発生し、後を絶ちません。

このため、行政や生産者はもとよりすべての道民が食の重要性の自覚のもと、食に係る消費者の権利を尊重し、道民が食の安全と安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たす意義と決意を明らかにするため、道民の総意として条例を制定します。



目的（第1条）

この条例は、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給に寄与することを目的としており、そのための「基本理念」や「道及び生産者等の責務や道民の役割」を明らかにするとともに、食の安全・安心に関する道の施策について基本事項を定め、総合的・計画的に推進することとしています。

定義（第2条）

この条例において「食の安全・安心」とは、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいいます。

食の安全・安心対策の基本理念（第3条）

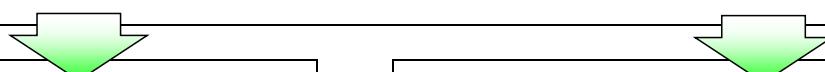
- ①道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ②道民の健康保護が最も重要であるという認識
- ③道民の要望・意見の反映と、道民との協働による取組
- ④生産から消費に至る各段階における取組

責務及び役割等（第4～8条）

①道の責務等	②生産者等の責務	③道民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な施策の推進 ・国、都府県、市町村との連携 ・国への協力要請と意見等の提出 ・講じた施策の報告・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守と自主的な食品の安全性の確保 ・正確かつ適切な情報の提供と施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な行動と知識及び理解の深化 ・意見の表明や提案と施策への協力

食の安全・安心のための施策（第10～27条）

- ①情報の提供 ②食品等の検査及び監視 ③人材の育成 ④研究開発の推進
- ⑤緊急事態への対処等に関する体制の整備等 ⑥食品の衛生管理の推進
- ⑦農産物等の安全及び安心の確保 ⑧水産物の安全及び安心の確保
- ⑨生産資材の適正な使用等 ⑩生産に係る環境の保全 ⑪適正な食品表示の促進等
- ⑫道産食品の認証制度の推進 ⑬情報及び意見の交換等 ⑭食育の推進 ⑮道民からの申出
- ⑯財政上の措置



基本計画（第9条）

- ・施策の目標と内容の明記
- ・道民及び委員会意見の聴取反映
- ・公表

北海道食の安全・安心委員会（第28～35条）

- ・知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項の調査審議
- ・食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事への建議